

今後の進め方について

1 会議の公開について

昭島市総合基本計画審議会条例第8条の規定で、原則公開することとされている。

ただし、会議の内容に個人情報など、昭島市情報公開条例の規定により開示しないことができる情報が含まれるときは、審議会の議決により非公開とすることができる。

2 会議録の作成及び公表について

(1) 会議録は発言の要旨を取りまとめ、議事要旨として作成する。

(2) 会議録は事前配布し、次回の会議で内容の確認をいただき決定する。

(3) 決定した会議録は、昭島市のホームページで公開する。

3 パブリックコメントの実施について

(1) 市民の意見を聴く機会を設けるため、パブリックコメントを実施する。

(2) パブリックコメントは、基本構想素案を取りまとめた時点（中間点）及び基本計画素案を取りまとめた時点の2回実施する。

4 今後のスケジュールについて

(1) 現時点でのスケジュールは、資料4 第五次総合基本計画策定スケジュールのとおり。

(2) 毎月1回程度の開催を予定

事務局案

第2回審議会 7月 3日（金）

第3回審議会 8月 7日（金）

第4回審議会 9月11日（金）

第5回審議会 10月 2日（金）

第6回審議会 11月 6日（金）